

参考資料

1. 地域福祉計画策定経過

平成18年度	
年 月 日	策 定 経 過
平成18年7月7日	「つなげたい」打合せ 計画の目的・概要 懇話会の役割等説明 委員長等決定
平成18年7月28日	「つなげたい」打合せ 地域福祉計画策定について ~先進地の事例を交えながら~ 十文字学園女子大学 人間生活学部人間福祉学科 講師 佐藤 陽 氏
平成18年8月11日	「つなげたい」打合せ 懇話会事前準備
平成18年8月12日	第1回地域福祉計画策定懇話会 佐藤陽氏(十文字学園女子大学講師)の講演 「これからのふくし わたしたちにできること」
平成18年9月14日	「つなげたい」打合せ 第2回地域福祉計画策定懇話会に向けて グループ分け、ワークショップの進め方
平成18年9月19日	「つなげたい」打合せ ワークショップでの注意点等
平成18年10月5日	「つなげたい」打合せ ワークショップのグループ割およびリーダー選出について
平成18年10月7日	第2回地域福祉計画策定懇話会 地域での課題や問題点について話し合い
平成18年11月10日	「つなげたい」打合せ 水谷公民館文化祭における広報およびアンケート聴取について グループまとめシートの作成について
平成18年11月12日	水谷公民館文化祭においてアンケートの実施
平成18年12月5日	「つなげたい」打合せ グループまとめシートの作成について
平成18年12月9日	第3回地域福祉計画策定懇話会 ワークショップを進めるにあたって/十文字学園女子大学講師 佐藤陽 氏 ワークショップによる課題検討
平成19年1月9日	本郷中学校においてアンケートの実施
平成19年2月5日	「つなげたい」打合せ 第4回地域福祉計画策定懇話会に向けて/報告の素案検討
平成19年2月24日	第4回地域福祉計画策定懇話会 みずほ台小学校区地域福祉計画策定懇話会報告/各グループ発表
平成19年度	
平成19年4月13日	「つなげたい」打合せ 年間予定等協議
平成19年4月14日	地域福祉計画説明/子ども会育成会 [事務局/計画の構想、日程]

1. 地域福祉計画策定経過

年月日	策定経過
平成19年4月20日	地域福祉計画説明 / 町会長連合会 [事務局/計画の構想、日程]
平成19年4月23日	地域福祉計画説明 / 校長会 [事務局/計画の構想、日程]
平成19年5月8日	地域福祉計画説明 / みずほ台地区社会福祉協議会 [事務局/計画の構想、日程]
平成19年5月12日	第1回地域福祉計画策定懇話会 地域福祉講演会「みんなが安心して暮らせるまちづくりをめざして」 計画策定とその推進に向けて/佐藤陽氏(十文字学園女子大学講師)の講演
平成19年5月27日	「つなげたい」研修 / 新座市の状況等 新座市生活福祉課長・内田氏、NPOふくしネットにいざ・木村俊彦氏、 NPO暮らしネット・えん・小島美里氏、県職員が地域福祉計画に係る状況をそれぞれの立場から講演
平成19年6月2日	第2回地域福祉計画策定懇話会(針ヶ谷・関沢・つるせ台小学校区) [事務局/計画の構想、日程] 自己紹介、リーダー選出、生活課題等抽出、 次回実施の現地調査についての協議、発表 アンケート実施「富士見の好きなおとこ(残したいこと)富士見の嫌いなおとこ(変えたいこと)」
平成19年6月16日	第2回地域福祉計画策定懇話会(ふじみ野・勝瀬・鶴瀬・諏訪小学校区)
平成19年6月23日	第2回地域福祉計画策定懇話会(南畑・水谷・水谷東小学校区)
平成19年6月24日	南畑小学校区現地調査 現地調査、ゴミ・クリーン運動、びん沼周辺粗大ゴミの不法投棄
平成19年6月28日	18年度モデル地区活動(みずほ台小学校区) みずほ台小地域懇話会報告書に基づく地域実践検討会
平成19年6月30日	諏訪小学校区現地調査 諏訪の森、空き家調査、地域サロン見学
平成19年7月7日	針ヶ谷小学校区現地調査 地域福祉計画説明・駅前駐輪調査
平成19年7月14日	「つなげたい」研修(講演会) 懇話経過への講評・実地調査注意点・(再度)地域福祉計画とは
平成19年7月14日	勝瀬小学校区現地調査 植木・公園の調査
平成19年7月18日・21日	つるせ台小学校区現地調査 通学路点検、高齢者の休める所マップづくり
平成19年7月20日	水谷東小学校区現地調査 中学生通学路夜間調査、犬のマナー調査
平成19年7月20日	鶴瀬小学校区現地調査 高齢者・子供の居場所調査
平成19年8月9日	第1回地域福祉計画策定庁内調整会議 計画策定の趣旨及び調整会議の役割について 作業部会委員の推薦及び同部会への付託事項について
平成19年8月22日	第1回地域福祉計画策定庁内調整会議作業部会 計画策定の趣旨、所掌事項、今後の日程について
平成19年9月1日	第3回地域福祉計画策定懇話会(針ヶ谷・関沢・つるせ台小学校区) [事務局/前回の報告] 重点課題の抽出・絞込み・掘り下げのための協議、 重点課題に対する解決策(具体的な取組み提案)の協議、発表
平成19年9月5日	水谷小学校区現地調査 みずほ台駅前マナー調査

年月日	策定経過
平成19年9月8日	第3回地域福祉計画策定懇話会(ふじみ野・勝瀬・鶴瀬・諏訪小学校区)
平成19年9月22日	第3回地域福祉計画策定懇話会(南畑・水谷・水谷東小学校区)
平成19年9月29日	「つなげたい」正副リーダー会議 <アドバイザー：佐藤 陽氏> 懇話会の今後の進め方 小学校区別生活課題等に対する解決策について
平成19年10月6日	第4回地域福祉計画策定懇話会(針ヶ谷・関沢・つるせ台小学校区) [事務局/前回の報告] 計画書案の協議、発表 懇話会の進め方等について討議
平成19年12月9日	「つなげたい」正副リーダー会議 懇話会の進め方等について討議
平成19年12月15日	第5回地域福祉計画策定懇話会 [事務局/前回の報告] 小学校別計画書案の協議、最終調整<アドバイザー：十文字学園大学 講師 佐藤 陽氏>
平成19年12月19日	18年度モデル地区活動(みずほ台小学校区) みずほ台小地域懇話会報告書に基づく地域実践検討会2
平成20年1月9日	18年度モデル地区活動(みずほ台小学校区) 「支え合いマップ」作成実地調査/関係5町会、みずほ台地区社協・民生委員、つなげたい
平成20年1月26日	「つなげたい」正副リーダー会議 懇話会の進め方等について討議・小学校別計画書の校正
平成20年3月16日	第6回地域福祉計画策定懇話会 平成19年度小学校区別報告
平成20年度	
平成20年5月21日	第1回地域福祉計画策定庁内調整会議 小学校区別地域福祉計画策定懇話会の報告、平成20年度策定スケジュールについて
平成20年6月11日	「つなげたい」正副リーダー会議 地域福祉計画策定懇話会長の選出、平成20年度策定スケジュール、今後の進め方について
平成20年7月7日	第1回地域福祉計画策定委員会 策定体制と今後のスケジュール、小学校区別地域福祉計画策定懇話会の報告、グループ分け(4分科会) 講演：「地域福祉計画策定とその推進に向けて」 十文字学園女子大学講師 佐藤 陽氏
平成20年7月11日	第1回地域福祉計画策定懇話会 今年度の活動計画、グループ分け(4分科会)
平成20年7月29日	地域福祉計画策定懇話会分科会、 基本方針の内容検討について 分科会：助け合い・支え合って福祉のまちづくり 分科会：暮らしを支えるサービスを充実させて福祉のまちづくり 分科会：人にやさしい福祉のまちづくり
平成20年8月1日	地域福祉計画策定懇話会分科会 基本方針の内容検討について 分科会：福祉の充実のための仕組みをつくって福祉のまちづくり
平成20年8月5日	地域福祉計画策定懇話会分科会、 基本方針の内容検討について

1. 地域福祉計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成20年8月7日	地域福祉計画策定懇話会分科会 基本方針の内容検討について
平成20年8月9日	地域福祉計画策定懇話会分科会 基本方針の内容検討について
平成20年8月18日	地域福祉計画策定委員会分科会、 策定懇話会の意見を踏まえ基本方針の内容協議について
平成20年8月21日	地域福祉計画策定委員会分科会 策定懇話会の意見を踏まえ基本方針の内容協議について
平成20年8月23日	地域福祉計画策定委員会分科会 策定懇話会の意見を踏まえ基本方針の内容協議について
平成20年8月28日	地域福祉計画策定委員会分科会 策定懇話会の意見を踏まえ基本方針の内容協議について
平成20年8月29日	地域福祉計画策定庁内調整会議作業部会 推進のための役割検討について
平成20年9月12日	第2回地域福祉計画策定委員会 各分科会の報告、計画書の構成について
平成20年9月30日	第2回地域福祉計画策定懇話会（つなげたい） 各分科会の報告、基本理念、計画書の構成と体裁について
平成20年10月7日	第3回地域福祉計画策定委員会 基本理念、計画の構成と体裁の検討について
平成20年11月4日	第4回地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画の素案について
平成20年11月27日	第2回地域福祉計画策定庁内調整会議 今年度の地域福祉計画策定経過報告、地域福祉計画の素案について
平成20年12月1日	第5回地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画の原案について
平成21年 1月5日～31日	パブリックコメント受付 広報とホームページへの掲載

「つなげたい」は地域福祉計画策定懇話会委員の愛称です。

2. 地域福祉計画策定方針

富士見市地域福祉計画策定方針

1. 計画の趣旨

本計画は、富士見市第4次基本構想に定める「人と自然が共生できるまちづくり」「人間尊重と市民生活重視のまちづくり」「市民主体のまちづくり」「身近な地域からのまちづくり」の基本理念に基づき、「市民の生活する地域に密着した福祉サービスの充実」「地域の特性に起因する課題の解決」「市民の福祉に関する意識の向上」を図ることを目的とします。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、富士見市第4次基本構想の施策と福祉及び健康の分野における個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、分野横断的な視点から地域福祉を推進していくために、必要な諸施策を計画化するものです。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけるものです。

3. 計画の内容

本計画に定めるべき主な内容は、次のとおりとします。

- 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・利用者主体の福祉課題に対応した、適切なサービスを提供するための仕組みづくり
 - ・市民ニーズに対応した受付・相談窓口の仕組みづくり等
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ・サービスの質の確保並びに向上の仕組みづくり
 - ・サービスの利用評価についての仕組みづくり等
- 社会福祉に関する活動への市民の参加促進に関する事項
 - ・市民の地域福祉活動への多様で積極的な参加促進の仕組みづくり
 - ・地域福祉活動を行う団体の活性化及び連携強化のための仕組みづくり等
- その他地域福祉の推進に関する事項
 - ・サービス受給者の権利を擁護するための仕組みづくり
 - ・市民・事業者・行政の役割の明確化と連携強化のための仕組みづくり等

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から同25年度までの5年間とします。

5. 計画の策定期間

本計画の策定期間は、平成18年度から同20年度までの3年間とします。

6. 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、市民参加による地域福祉計画策定懇話会を設置し、幅広い市民の主体的、積極的な参加による策定作業を行い、市民と行政が共に考え、それぞれの役割や施策のあり方を検討するなど、市民と行政の協働による計画の策定を行うものとします。

7. 市民参加による福祉課題の抽出

本計画の策定に当たっては、市民等の主体的な参加を実現するため、各小学校区ごとに懇話会を実施することにより、地域の福祉課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気運を醸成するとともに、市民等の地域福祉のあり方に関する意見を十分に反映させるものとします。

3. 地域福祉計画策定懇話会(つなげたい)委員名簿(18~20年度)

(順不同、敬称略)

学校区	氏 名											
鶴瀬小学校区	桑江 いく	朝倉 城子	渡辺 日出男	杵渕 久美子	関 キヌ	三上 幸太郎	道上 スエ	瀬端 安子	兵藤 澄子			
水谷小学校区	河村 光展	池上 光文	藤田 豊治	丸山 昌男	角谷 友子	砂川 ふじ子	河村 知子	高橋 くみ子	関 知枝	大関 正美子		
南畑小学校区	遠藤 好子	吉川 芳一	谷合 周子	石川 松江	桶田 博	田中 香	大澤 卓夫					
関沢小学校区	杉山 尚	五十嵐 守雄	石川 八千子	長谷部 由紀	宮本 恵美子	赤池 準子	島田 宏	出口 恭子	竹内 要子	柳田 和子	渡部 幸子	大場 公代
勝瀬小学校区	瀬尾 英樹	小林 サナエ	斉藤 美之	山口 ヨネ子	橋本 幸子	岩松 予根子	杉崎 文子	小澤 洋子	伊藤 悦子	阿部 境子		
水谷東小学校区	沼田 定次	川上 伸夫	土生 はま子	坂本 芙美子	白石 英治	田口 操	有坂 雅子	鈴木 絢子	若本 登美子	清水 実		
諏訪小学校区	遠藤 義輝	吉田 隆儀	尾崎 嘉子	杉野 君子	尾崎 清	板垣 義一	大谷 一	川尻 清三	太田 和子	千葉 幸枝	高橋 雅	
みずほ台小学校区	加光 直美	山田 洋子	古川 ツタエ	武藤 光明	榎本 ちはる	根崎 文子	是永 静子	石塚 昌宏	山田 百世	江川 くるみ		
針ヶ谷小学校区	矢作 勝美	下西 武雄	加藤 久美子	鈴山 美佐江	細田 和夫	宮尾 重利	宇田川 慧美	遠藤 明	牧野 道子	木越 隆	神山 稔	藤田 純子
	齋藤 雅子	立花 建治	森田 玲子	大内 順子	丸山 親男	細田 政子	米田 まさ子	涌澤 清章	佐藤 嘉代子	田中 紀彦	田中 須都子	村主 英彦
ふじみ野小学校区	北林 元保	高橋 さかえ	岩瀬 利予	吉本 亮三	柄澤 栄子	竹市 玲子	藤巻 昭夫	谷本 善江				

参考資料

3. 地域福祉計画策定懇話会委員名簿

学校区	氏 名					
つるせ台小学校区	二川 明子◎	鈴木 裕	竹澤 玲子	三浦 君子		
	山本 夏子	柿沼 静江	大山 悦江	森 幸子		
	伊藤 文夫	田中 紀彦	田中 須都子	村主 英彦		
	坪井 貞子	伊通 みよ子	清水 弘次	市川 倫生		
	粕加屋 啓子	井上 恭子	笛木 スイ	池内 徳明		
	竹之内 佳子					

◎会長

※上記の委員名簿は、平成18年度から平成20年度までの期間に本計画の策定に向け活動された方々を登載しました。

4. 地域福祉計画策定委員会設置要綱

富士見市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく富士見市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、市民等の意見を当該計画に反映させるため、富士見市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、地域福祉を推進するための総合的な視点で計画を検討し、その結果を市長に提言をすることとする。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員14人以内及び次項に規定する助言者1人をもって組織し、委員については、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体を代表する者

(2) 社会福祉、保健又は医療に従事する者

(3) 公募による市民

2 助言者は、学識経験を有する者で市長が指名し、専門的な見地から意見を述べ、かつ、計画立案の指導及び協力をするものとする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員及び助言者の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。ただし、関係機関の役職等をもって委嘱されたものにあつては、当該役職等に在任している間とし、後任者も同様とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

5. 地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	選出区分	所属（職名）
(委員長) 小川 春男	関係団体を代表する者	富士見市社会福祉協議会会長
(副委員長) 北林 元保		富士見市ボランティア連絡会会長
倉原 政善		富士見市町会長連合会会長
吉田 京子		富士見市民生委員・児童委員協議会連合会会長
竹内 健		富士見市PTA連合会会長
木内 一夫		富士見市身体障害者福祉会会長
二川 明子		地域福祉計画策定懇話会委員代表
伊田 清	社会福祉、保健又は医療に従事する者	入間東福祉保健総合センター
島田 一夫		富士見市社会福祉協議会事務局長
多久 みどり		NPO法人うえるかむ
五十嵐 守雄	公募による市民	公募委員
橋本 幸子		公募委員
朝倉 城子		公募委員
沼田 定次		公募委員
佐藤 陽	助言者	十文字学園女子大学講師

6. 地域福祉計画策定庁内調整会議設置運営要綱

富士見市地域福祉計画策定庁内調整会議設置運営要綱

(設置)

第1条 富士見市地域福祉計画の策定に関し、調査、研究及び関係行政部門間の施策の連携を図ることにより、当該計画の策定が円滑に行われるようにするため、富士見市地域福祉計画策定庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「富士見市地域福祉計画」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する計画（以下「計画」という。）をいう。

(所掌事項)

第3条 調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に伴う調査、研究に関すること。
- (2) 市長が別に定める計画策定懇話会に関すること。
- (3) 計画の原案の策定に関すること。
- (4) その他調整会議の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 調整会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 調整会議に専門事項を調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 作業部会は、調整会議から付託された事項について、調査、検討及び必要な作業を行い、その結果を調整会議に報告するものとする。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、福祉課長の職にある者をもって充て、副部会長は、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 調整会議及び作業部会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

所 属	職
健康福祉部	部長 副部長 福祉課長 障害福祉課長 子育て支援課長 高齢者福祉課長 健康増進センター所長
総合政策部	政策財務課長
市民生活部	協働推進課長 市民相談室長
まちづくり環境部	まちづくり推進課長 安心安全課長 環境課長
建設部	道路交通課長 建築指導課長
教育委員会	生涯学習課長 学校教育課長

別表第2（第6条関係）

福祉課長
障害福祉課長が推薦する者
子育て支援課長が推薦する者
高齢者福祉課長が推薦する者
健康増進センター所長が推薦する者
政策財務課長が推薦する者
協働推進課長が推薦する者
市民相談室長が推薦する者
まちづくり推進課長が推薦する者
安心安全課長が推薦する者
環境課長が推薦する者
道路交通課長が推薦する者
建築指導課長が推薦する者
生涯学習課長が推薦する者
学校教育課長が推薦する者